

当事業所は介護保険の訪問介護事業所
として指定を受けています。

事業所番号 3474200148

重 要 事 項 説 明 書



社会福祉法人くるみ会

くるみホームヘルプサービス

（指定訪問介護）

令和6年12月1日改正

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となりますが、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1 ページ
2. 事業所の概要	1 ページ
3. 職員の体制	2 ページ
4. 当事業所が提供するサービス	2 ページ
5. 利用料金	3 ページ
6. 利用料金のお支払方法	3 ページ
7. サービス利用に関する留意事項	3 ページ
8. 事故発生の防止及び発生時の対応	5 ページ
9. 秘密保持	5 ページ
10. 高齢者虐待防止について	5 ページ
11. 業務継続計画の策定について	6 ページ
12. 苦情の受付について	6 ページ
13. 情報公開について	7 ページ

1. 事業者

法 人 名	社会福祉法人くるみ会
法 人 所 在 地	広島県三次市栗屋町字高掛 1 1718 番地 2
電 話 番 号	0824-63-6258
代 表 者	理事長 河野 和昌
設 立 年 月 日	昭和47年7月

2. 事業所の概要

事 業 所 名	くるみホームヘルプサービス
事 業 所 の 種 類	指定訪問介護
事 業 所 指 定 年 月	平成12年4月1日
事 業 の 目 的	指定訪問介護は、介護保険法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
運 営 方 針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
所 在 地	広島県世羅郡世羅町大字小国 10889 番地 23
電 話 番 号	0847-37-2145
管 理 者	西原 丈順
開 設 年 月	平成8年4月1日
実 施 地 域	世羅町、三次市三和町・上田町・三若町、三原市久井町・大和町

営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日（8月14日・15日、12月31から1月3日を除く）
受付時間	月～日曜日 8時30分～17時00分
サービス提供時間帯	月～日曜日 8時00分～18時00分 通常料金
	月～日曜日 6時00分～ 8時00分 早朝割増料金
	月～日曜日 18時00分～22時00分 夜間割増料金

3. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を、指定基準数を遵守し配置しています。

職 種	常 勤	非常勤	指定基準数	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1 名		1 名	管理業務
2. サービス提供責任者	1 名	1 名	2 名	訪問介護業務
3. 訪問介護員			2.5 名	
ヘルパ - 1 級課程修了者				
ヘルパ - 2 級課程修了者		1 名		専従 1 名
ヘルパ - 3 級課程修了者				
介護福祉士	1 名	1 名		兼務 2 名

4. 当事業所が提供するサービス

(1) サービスの概要

○ 身体介護が中心のサービス

サービス種類	サービス内容	備考
食 事 介 助	食事の介助を行います。	
排 泄 介 助	排泄の介助、おむつ交換を行います。	
衣類、着脱の 介 助	衣類の着脱介助を行います。	
入 浴 介 助	入浴の介助を行います。	
身 体 清 拭 洗 髪 介 助	入浴が困難な方は清拭や洗髪の介助を行います。	
通院等の介助	タクシー等他の交通機関に同乗して通院の介助を行います。	

○ 生活援助が中心のサービス

サービス種類	サービス内容	備考
調 理	利用者の食事の用意を行います。食事の介助を行います。	ご家族分の調理は 行いません
掃 除	利用者の住居などの掃除、整理整頓を行います。	庭等の敷地の掃除 は行いません
洗 濯	利用者の衣類等の洗濯、補修を行います。	ご家族分の洗濯は 行いません
買 い 物	利用者の生活必需品の買い物を行います。	貯金・預金の引出 しや預入れは行い ません
関係機関との 連 絡	関係機関との連絡調整を行います。	

(2) サービス計画の交付について

利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画により、それを踏まえた訪問介護計画に定め事前に説明し、同意を得た上で決定、交付しサービス提供を開始します。

(3) 利用料金

利用料金については、介護保険から給付される場合と、全額をご契約者に負担していただく場合があります。提供するサービスについて、介護保険の給付対象となるサービスか、自己負担となるサービスかを担当者が明確に説明します。

5. 利用料金

利用料金については、別紙「利用料金表」にてご確認ください。

6. 利用料金のお支払い方法

サービス料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、月毎に口座振替もしくは現金にてお支払い下さい。

また、利用の中止・変更・追加される場合には以下の事項にご注意ください。

(2) 利用の中止・変更・追加

- 1 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新しいサービスの追加をすることができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。
- 2 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止をする場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

前日までに連絡がある場合	無 料
当日に連絡された場合	当日の利用料金の100%（自己負担相当額）

- 3 サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス開始時に、担当の訪問介護員を決定します。但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① 利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業所からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者は「4. 当事業所が提供するサービス（4頁）」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、事業所は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業所は変更したサービスの内容と時間に応じた利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為又は医療補助行為② 利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受③ 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供④ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙⑤ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|---|

(6) サービス提供責任者の業務

- ① 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。

- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。
- ③ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等との連携を図ります。
- ④ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。
- ⑤ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。
- ⑥ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。
- ⑦ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。
- ⑧ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。

8. 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 訪問介護の提供中に事故が発生した場合は、市町村、家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、2年間保存します。
- (4) 事故発生の防止のため、事故発生の防止マニュアルを整備します。
- (5) 事故の報告及びその分析を通じた改善策に従事者に対し周知徹底を図ります。
- (6) 事故発生の防止のための委員会を定期的に行います。
- (7) 事故発生の防止のための従事者に対する研修を定期的に行います。

9. 秘密保持

- (1) 本事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。
- (2) 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- (3) 事業所は、家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書にて同意を得ます。

10. 高齢者虐待防止について

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
 - ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために指針を整備し、定期的に委員会を開催する
 - ④ 虐待対策担当者は、苦情受付担当者とする
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報するものとします。

1 1. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

くるみホームヘルプサービス	電話番号 0847-37-2145 FAX番号 0847-37-2531 担当者 [サービス提供責任者] 神川 ひとみ 古原 加代子 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30
---------------	--

(2) 第三者委員

第 三 者 委 員	氏 名：横路 良文 住 所：庄原市上原町 143-4 電話番号：0824-72-6632
-----------	--

(3) 行政機関その他苦情受付機関

世羅町 福祉課	所在地 世羅郡世羅町本郷947 電話番号 0847-25-0072 FAX番号 0847-25-0070 受付時間：8:30～17:15 (祝祭日を除く。12月29日～1月3日 年未年始休業日)
三次市 高齢者福祉課	所在地 三次市十日市中二丁目8番1号 電話番号 0824-62-6387 FAX番号 0824-62-6381 受付時間 8:30～17:15 (祝祭日を除く。12月29日～1月3日 年未年始休業日)
三原市 高齢者福祉課	所在地 三原市港町3丁目5番1号 電話番号 0848-67-6240 FAX番号 0848-64-2130 受付時間 8:30～17:15

	(祝祭日を除く。12月29日～1月3日 年末年始休業日)
広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 FAX番号 082-511-9120 受付時間 8:30～17:15 (祝祭日を除く。12月29日～1月3日 年末年始休業日)
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3419F AX番号 082-569-6161 受付時間 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く。)

(3) 苦情処理の対応

- ① 提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。
- ② 提供した指定訪問介護に関し、市町が行う文書、その他の物件の提出、提示及び利用者からの苦情に対して、市町が行う調査に対し協力するとともに指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行います。
- ③ 提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に対し、協力するとともに指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行います。

13. 情報公開について

当施設では、ホームページを開設しております。

ホームページアドレス <http://www.kurumikai.com>

e-mail アドレス skt1ssso@mail.mcat.ne.jp

令和 年 月 日

指定訪問介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所

所在地 広島県世羅郡世羅町小国10889番地23

法人名 社会福祉法人くるみ会

事業所名 くるみホームヘルプサービス

代表者名 管理者 西原丈順

説明者名 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定訪問介護についての重要事項の説明を受けしました。

利用者

住 所

氏 名 印

電話番号

代理人又は立会人

住 所

氏 名 印

電話番号

介護保険の訪問介護費・利用料金表 内容(2024 年 4 月介護報酬改定以降)

令和 6 年介護報酬改定後(2024 年 4 月 1 日から)の訪問介護費・利用料金表

(単位:円)

身体介護が中心の訪問介護費・利用料金

サービス 内容略称	算定項目	2021 年 4 月改定	2024 年 4 月改定
身体介護 01	身体介護が中心 20 分未満	167	163
身体介護 1	身体介護が中心 20 分以上 30 分未満	250	244
身体 1 生活 1	身体介護が中心 20 分以上 30 分未満に引き続き 生活援助 20 分以上 45 分未満行った場合	317	309
身体 1 生活 2	身体介護が中心 20 分以上 30 分未満に引き続き 生活援助 45 分以上 70 分未満行った場合	384	374
身体 1 生活 3	身体介護が中心 20 分以上 30 分未満に引き続き 生活援助 70 分以上行った場合	451	439
身体介護 2	身体介護が中心 30 分以上 1 時間未満	396	387
身体 2 生活 1	身体介護が中心 30 分以上 1 時間未満に引き続き 生活援助 20 分以上 45 分未満行った場合	463	452
身体 2 生活 2	身体介護が中心 30 分以上 1 時間未満に引き続き 生活援助 45 分以上 70 分未満行った場合	530	517
身体 2 生活 3	身体介護が中心 30 分以上 1 時間未満に引き続き 生活援助 70 分以上行った場合	597	582
身体介護 3	身体介護が中心 1 時間以上	579	567
身体 3 生活 1	身体介護が中心 1 時間以上に引き続き 生活援助 20 分以上 45 分未満行った場合	646	632
身体 3 生活 2	身体介護が中心 1 時間以上に引き続き 生活援助 45 分以上 70 分未満行った場合	713	697
身体 3 生活 3	身体介護が中心 1 時間以上に引き続き 生活援助 70 分以上行った場合	780	762

身体介護 1 時間以上 **567円**に 30 分を増すごとに **+82円**

身体介護に引き続き生活援助を行った場合 所要時間が 20 分から起算して 25 分を増すごとに**+65円**(195円限度)

生活援助中心の訪問介護費・利用料金

サービス内容略称	算定項目	2021 年 4 月改定	2024 年 4 月改定
生活援助 2	生活援助が中心 20 分以上 45 分未満	183	179
生活援助 3	生活援助が中心 45 分以上 70 分未満	225	220

通院等乗降介助・緊急時訪問介護加算

サービス内容略称	算定項目	2021 年 4 月改定	2024 年 4 月改定
通院等乗降介助	通院等乗降介助	99	97
緊急時訪問介護加算	緊急時訪問介護加算	100	100

高齢者虐待防止措置未実施減算

算定項目	加算内容
高齢者虐待防止措置未実施減算	上記の訪問介護費または共生型訪問介護費に対して －1%

業務継続計画未策定減算

算定項目	加算内容
業務継続計画未策定減算	上記の訪問介護費または共生型訪問介護費に対して －1%

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用

初回加算

算定項目	2021 年 4 月改定	2024 年 4 月改定
初回加算	200	200

生活機能向上連携加算

算定項目	2021 年 4 月改定	2024 年 4 月改定
生活機能向上連携加（Ⅰ）	100	100
生活機能向上連携加（Ⅱ）	200	200

口腔連携強化加算【2024 年新設】

算定項目	加算内容
口腔連携強化加算	1 回につき 50 円（1 月に 1 回を限度）

認知症専門ケア加算（2024 年変更なし）

算定項目	2021 年 4 月改定	2024 年 4 月改定
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1 日につき 3 円	1 日につき 3 円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1 日につき 4 円	1 日につき 4 円

緊急時訪問介護加算

ご利用者やその家族等から要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が
居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に所定料金を加算します。

1 割：100 円/回
2 割：200 円/回
3 割：300 円/回

訪問介護の同一建物減算における算定要件と減算率

同一建物減算(集合住宅減算)とは、事業所と同一建物に居住する利用者へサービス提供をおこなう事業所を適切に評価するための減算です。

通常の訪問介護事業の場合、訪問介護員が利用者の自宅を訪問しサービス提供をおこなうため、訪問介護員が移動をおこなう時間が発生します。その一方で、訪問介護事業者と利用者が居住する建物が同じだった場合、訪問介護員が移動をおこなう時間を大きく減らすことが可能であり、業務効率に大きな差が生まれることが容易に予想されます。

上記の背景から、サービス提供に対する報酬を適切に評価することを目的に同一建物減算が導入されています。

以下で紹介する減算率や算定要件は、2024年4月1日施行予定の介護報酬改定による変更点を反映したのになります。

現行の算定要件と異なる場合がございますのでご注意ください。

また2024年4月1日の介護報酬改定に伴う変更点は赤字で記載を行っています。

訪問介護の同一建物減算における算定要件と減算率は以下の通りです。

減算の内容	算定要件
1. 10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(2 および 4 に該当する場合を除く)
2. 15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1ヵ月あたり50人以上の場合
3. 10%減算	上記1以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1ヵ月あたり20人以上の場合)
4. 12%減算	正当な理由なく、事業所において、前6ヵ月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(2 に該当する場合を除く)に提供されたものの占める割合が90%以上である場合

2人の訪問介護員等による訪問介護算定方法

利用者の状況等により、2人の訪問介護員等によるサービス提供が必要となった場合は、2人の訪問介護員等によるサービス提供時間に応じた所定単位数の100分の200に相当する金額を請求します。

ただし、上記の場合において、例えば、2人の訪問介護員等が入浴介助を行い、その後、一人の訪問介護員等が生活援助を行う場合は、2人の訪問介護員等によるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合が小さく、該当する場合は、それぞれの訪問介護員等のサービス提供時間に応じて訪問介護員等ごとに所定金額を請求します。

(例) 訪問介護員A 身体介護中心型(入浴介助の所要時間)を算定

訪問介護員B 身体介護中心型に生活援助を加算して算定

訪問介護事業所の処遇改善加算(2021 年 4 月～2024 年 5 月)

算定項目	加算内容
訪問介護処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の13.7%加算
訪問介護処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の10.0%加算
訪問介護処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 5.5%加算
訪問介護特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 6.3%加算
訪問介護特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 4.2%加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 2.4%加算

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定

訪問介護事業所の処遇改善加算(2024 年 6 月以降)

算定項目	加算内容
訪問介護処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 24.5%加算
訪問介護処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 22.4%加算
訪問介護処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 18.2%加算
訪問介護処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 14.5%加算
算定項目	加算内容
訪問介護処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 22.1%加算
訪問介護処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 20.8%加算
訪問介護処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 20.0%加算
訪問介護処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 18.7%加算
訪問介護処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 18.4%加算
訪問介護処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 16.3%加算
訪問介護処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 16.3%加算
訪問介護処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 15.8%加算
訪問介護処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 14.2%加算
訪問介護処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 13.9%加算
訪問介護処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 12.1%加算
訪問介護処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 11.8%加算
訪問介護処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 10.0%加算
訪問介護処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 7.6%加算

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定

※ 「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

(注) 1 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的所要時間です。

2 上記のサービス利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により算出されます。

3 訪問介護利用者負担額減額認定証をお持ちの方は、介護保険から給付される金額が減額認定事項に記載された給付率となり、上記利用料金とは異なります。詳細は契約時に担当者が説明します。

4 平常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割増料金が加算されます。割増料金が介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

夜間(午後6時から午後10時まで)	25 %
早朝(午前6時から午前8時00分まで)	25 %

5 利用者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また居宅サービス計画が作成されていない場合も同様です。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

6 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

・介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

1 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

・その他

サービス種類	サービス内容	利用料金
交 通 費	通常の実施地域以外にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合にかかる費用です。	片道1kmにつき20円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、上記の額を相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

・利用の中止・変更・追加

1 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新しいサービスの追加をすることができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。

2 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止をする場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

前日までに連絡がある場合	無 料
当日に連絡された場合	当日の利用料金の100%(自己負担相当額)

3 サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。